

GET ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第15回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

けんちゃんの用語チェック

予算の原案執行とは、義務的経費につき議会に再議に付してもなお議会が当該経費を削除又は減額した場合に、長は当該経費及びこれに伴う収入を予算に計上し執行することができるというものである。(177条③) 予算議決主義の例外

〈具体例〉
 ～2011年12月23日某新聞より抜粋～
 銚子市議会は、市立病院の赤字穴埋めのため1億7186万円を一般会計から繰り入れる病院事業会計補正予算案を否決した。さらに、野平匡邦市長が「義務的経費」に当たるとして提出した再議も否決されたが、最終的に、地方自治法に基づく市長の「原案執行権」により、予算は執行されることになった。

(3) 非常費の削除・減額の議決に関する再議

再議の請求(義務的) → なお削減・減額した時 → 不信任の議決とみなしうる

4. 長の専決処分

議会が議会に与えられた権限を行使しなかったり、緊急事態が発生して議会の議決を得るのが困難な時は、長に議会の権限を代わって行使する事を認めた制度。(1)(2)の二つある

(1) 法律の規定に基づく長の専決処分

(2) 議会の委任による専決処分

けんちゃんの参考条文

(162条) 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

けんちゃんの過去問対策

普通地方公共団体の長は、議会の議決に対する拒否権を持っている。この拒否権には、長が任意的に行使する「一般的拒否権」(一般的再議権)と、長が必要的・義務的に行使する「特別拒否権」(特別再議権)がありましたよね!

ほんだで、テキスト記載の「法令違反の議決」の場合は、専決処分ではなく、特別拒否権を行使することになる。

けんちゃんのまとめ 1**【長の専決処分】**

長の専決処分とは、法律上、議会の議決または決定すべき事項とされているにもかかわらず、長が、議会の議決又は決定を経ないで処分すること。

《18年度改正による、専決処分要件》

- ① 議会が成立しないとき
- ② 議会を開くことができないとき
- ③ 特に緊急をようするため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき
- ④ 議会が議決すべき事件を議決しないとき
⇒長は、その議決すべき事件を処分することができる。
⇒長は、議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専決処分をなし得る範囲は、条例の制定・改廃、予算の制定など、原則として議決事件のすべてに及ぶ。

《軽易な議会の権限に対する専決処分》

⇒長は、議会に報告する。承認を得る必要はない。

けんちゃんのまとめ 2**【予算案提出に関する長と議会との関係について】**

地方公共団体の予算の提案権は議会にはなく、長にのみある。

211条①では、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないとある。また、112条①では、議会の議員は議会の議決すべき事件につき議案を提出できるものの、予算についてはできない。と、されていない。

長が提案した予算に対し、議会は原案どおり可決又は原案を否決するほか、修正することも可能である。

ただし、増額の修正については制限が付されている。

97条②では、議会は、予算について、増額して議決することはできるけれども、長の予算の提出の権限を侵すことはできないとされている。

(例：新たな款項を加えること、継続費、繰越明許費、債務負担行為に新たな事業を加えることは長の権限を侵す。事とされている)

提案した予算が修正された場合、長は拒否権をもつ。

まず、上記の増額修正の制限を超えての修正など議会の議決が法令や会議規則に違反していると認めるときは、長は再議に付さなければならない。なお、再議に付す予算は、議会によって修正された後の予算である。

再議に付され、議決された予算がまたしても法令や会議規則に違反していると認めるときは、総務大臣又は知事に審査を申し立てることが出来る。(176条④⑤)

また、予算に関する議決に長が異議があるときは、その議決の送付を受けてから10日以内に長は再議に付すことができる。

再議に付された場合に、議会が前回と同じ議決を出席議員の3分の2以上の同意により行った場合には、その議決が確定する。

仮に3分の2以上の同意がなく、かつ、否決にもならなかった場合は廃案になると解されている。

(176条第①②③)

(なお、予算の否決の議決については、当該議決に執行上の効果がないから再議に付すことはありえないというのが行政実例となっている。)

更に、収入又は支出に関し事実上執行できないと認めるとき、法令により負担する経費等地方公共団体の義務的経費や非常の災害に应急若しくは復旧の施設のための経費又は感染症予防のための経費の削除又は減額の議決があったときは、長は再議に付さなければならない。

(177条①②)

そして、災害復旧や感染症予防のための経費が再議に付してもなお、減額又は削除されたときは、長はその議決を不信任の議決とみなすことができ、議会の解散が可能となる。

(177条④ 178条①)

議会が予算を否決したり、再議に付しても原案どおりの議決がなされない場合、長はまずもってその判断に従うことになる。(上記の議会解散や審査申立てはそのことによりただちに議決の効力を停止させるものではない。)

しかしながら、地方公共団体には新年度に支出をしなければならない義務的経費があり、議会の議決がないことをもって義務が免除されるものでもない。

そこで、地方自治法では原案執行、専決処分、暫定予算の制度が設けられている。

原案執行は、義務的経費につき議会に再議に付してもなお議会が当該経費を削除又は減額した場合に、長は当該経費及びこれに伴う収入を予算に計上し執行することができるというものである。(176条③)

専決処分は、議会が成立しないとき、議会を招集する暇がないとき、議会において予算を議決しないときに、長が予算を計上するというものである。(179条①)

この場合、長は、専決処分後、次の議会でこれを報告し承認を得なければならない。(179条③)

もっとも、承認がなされなくとも専決処分の効力そのものには影響ない。

暫定予算は、予算が議決されないか否決された場合に、義務的経費のみについて必要とする期間の予算を調製し議会に提案するものである。

5 委員会および委員

3. 行政委員会の種類

置かなければならない委員会・委員

都道府県と市町村	都道府県のみ	市町村のみ
① 教育委員会	⑤ 公安委員会	⑩ 農業委員会
② 選挙管理委員会	⑥ 労働委員会	⑪ 固定資産評価審査委員会
③ 人事委員会又は公平委員会	⑦ 収用委員会	
④ 監査委員	⑧ 海区漁業調整委員会	
	⑨ 内水面漁場管理委員会	
委員会の権限		
権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。 但し、以下の権限は有しない。(全部、長の権限)		
① 予算の調整及び執行		
② 議会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出すること		
③ 地方税の賦課徴収、分担金・加入金の徴収、過料を科すること		
④ 決算を議会の認定に付すること		

(注意) 条例によって上記以外の委員会又は委員を新たに設置することはできない

6 監査委員と外部監査

監査委員の監査と外部監査人の監査とがある。区別して覚えてね

1. 監査委員の監査

けんちゃんのまとめ

【監査委員】

委員	独任機関 ※監査結果の報告の決定・監査委員の決定は合議 都道府県・政令で定める市・・・4人 その他の市及び町村・・・2人 ※条例で定数を増加できる			
	選任	長が議会の同意を得て選任する		
監査	対象	財務監査	普通公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	
		行政監査 (事務監査)	普通公共団体の事務の執行 ※自治事務・・・労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものは除く 法定受託事務・・・国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないと政令で定めるものは除く	
	種類	一般監査	定例監査	財務監査・・・毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めてしないかん
			随時監査	財務監査・・・監査委員は必要があると認める時はいつでも財務監査をすることが出来る 事務監査・・・必要があると認める時は普通公共団体の事務の執行について監査することが出来る
	特別監査	①事務監査請求による監査 ②議会の請求による監査 ③長の要求による監査 ④住民監査請求に関わる監査 等		

けんちゃんの参考条文

(199条⑦) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。

2. 外部監査人の監査

監査委員による監査を**内部監査**という。それに対して地方公共団体の組織には属さず、身分も地方公共団体の職員ではない外部の専門家が地方公共団体との間に締結した契約に基づいて行う監査を**外部監査**という。

この契約には、会計年度毎に事件を限定せずに監査を委託する**包括外部監査契約**と、特定の場合に監査委員の監査に代えて監査を委託する**個別監査契約**とがある。

地方公共団体は内部監査と外部監査の2本立てになっており、どちらか一つやれば良い、というものではない)

(1) 外部監査契約の種類

① 包括外部監査契約

監査の対象：財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理の内、地方自治法2条⑭と⑮の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をする。

従って、財務監査に限られ行政監査は対象外である

監査契約の締結：①都道府県

②指定都市・中核市

③条例では監査を受ける事を定めた市町村は必ず締結しないかん

② 個別外部監査契約

監査の対象：①事務監査請求による事務の監査

②議会の請求による事務の監査

③長からの要求による事務の監査

④財政的援助団体にかかる長からの監査要求

⑤住民監査請求による監査

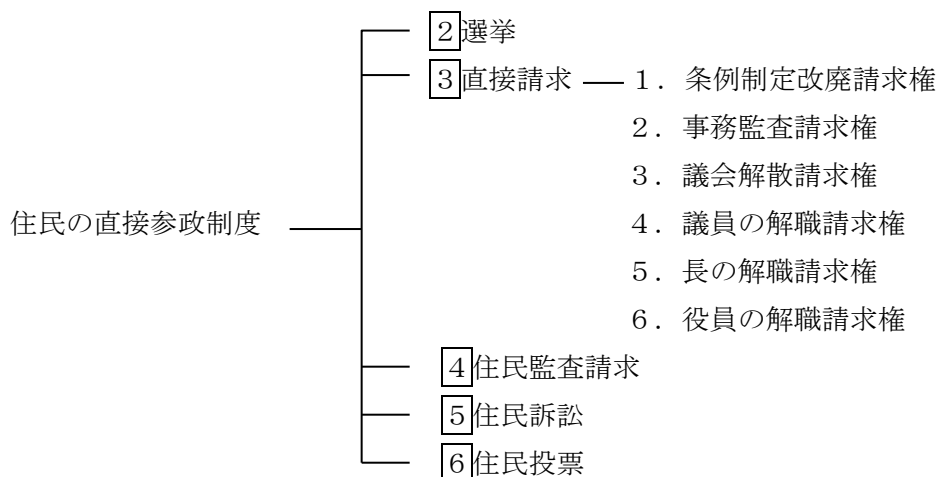
について監査委員の監査に代えて外部監査人の監査をする

けんちゃんのまとめ

【外部監査委員】

種 類	包括外部監査契約と個別外部監査契約がある	
	包括外部監査契約	主体 都道府県、指定都市及び中核市並びにそれ以外の市町村で条例によって定めたもの
		監査 外部監査人が監査を必要だと認める特定の事件を監査する ※財務監査のみしかできず事務監査はできない
	個別外部監査契約	主体 通常の場合、監査委員が行うこととされている住民、議会又は長からの請求又は要求に基づく監査を、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることが出来ることを条例で定めている普通地方公共団体
監査 ①事務監査請求による事務の監査 ②議会の請求による事務の監査 ③長からの要求による事務の監査 ④財政的援助団体にかかる長からの監査要求 ⑤住民監査請求による監査 について監査委員の監査に代えて外部監査人の監査をする		
外部監査契約を締結できるもの		①弁護士 ②公認会計士 ③国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で実務に精通している者 ④税理士
契約の解除	長の義務的解除	・外部監査人が外部監査契約を締結出来る者でなくなった時 ・欠格事由に該当するに至った時 (252 条の 35①)
	長の裁量解除	・心身の故障があると認める時 ・法令に違反する行為があると認めるとき ・不相当と認めるとき (252 条の 35②)
		あらかじめ監査委員の意見を聞くとともにその意見を付けて議会の同意を得なければならない
外部監査人からの解除	長の同意が必要。長はあらかじめ監査委員の意見を聞かないといかん (252 条の 35③)	

第6章 住民とその権利



2 選挙制度

1. 選挙権

- ① 日本国民
- ② 年齢満 20 歳以上
- ③ 引き続き 3 カ月以上住所を有する

2. 被選挙権

	議員	知事	市町村長
年齢	25 歳以上	30 歳以上	25 歳以上
その他	①日本国民 ②3 か月以上住所がある	①日本国民	①日本国民

3 直接請求

2. 条例の制定改廃請求

(2) 請求に関する措置

長は、① 請求の要旨を公表

↓

② 20 日以内に議会を招集

↓

③ 意見を付けて議会に付議

↓ 議会は代表者に意見を述べる機会を与えないかん

④ 議決結果を代表者に通知

3. 事務監査請求

(1) 意義・要件

監査の対象は事務全般に及ぶ。(監査委員の職務権限に属するものにも及ぶ)

(注意)事務監査請求は住民監査請求と区別して覚える事。

(2) 請求に対する措置

- 監査委員は、① 請求の要旨を公表
↓
② 監査
↓
③ 結果の報告を決定
↓
④ 請求代表者に送付・公表
↓
⑤ 議会・長・関係機関に提出

4. 議会の解散請求

(2) 請求に対する措置

- 選挙管理委員会は、① 請求の要旨を公表
↓
② 選挙人の投票
(過半数の同意があれば議会は解散する)

5. 議会の議員の解散請求

(2) 請求に対する措置

- 選挙管理委員会は、① 請求の要旨を公表
↓
② 選挙人の投票
(過半数の同意があれば議員は失職する)

6. 長の解職請求

(2) 請求に対する措置

- 選挙管理委員会は、① 請求の要旨を公表
↓
② 選挙人の投票
(過半数の同意があれば長は失職する)

7. 役員の解職請求

(2) 請求に対する措置

- 長は、① 請求の要旨を公表
↓
② 議会に付議
↓
③ 議員の同意
(3分の2以上の者が出席し4分の3以上の者の同意があれば役職員は失職する)

4 住民監査請求

1. 意義

住民監査請求は監査委員に対して行う

↓

監査委員の監査に代えて弁護士・公認会計士などによる個別外部監査契約に基づく監査を請求することもできる

2. 要件

(6) 監査の実施および報告・勧告

① 監査委員は請求を受理した時は60日以内に監査を行う

↓

② 理由がない時

監査委員は請求人に通知・公表

② 理由がある時

↓ 監査委員は議会・長等に必要な措置を講ずべき事を勧告し請求人に通知・公表

③ 勧告を受けた議会・長は必要な措置を講じるとともに監査委員に通知する。

監査委員は請求人に通知する。

けんちゃんのまとめ

【事務監査請求と住民監査請求の比較】

	事務監査請求	住民監査請求
監査の対象	事務全般	財務会計上の事務
請求の仕方	選挙権を有する者の50分の1以上の連署	・選挙権の有無関係ない ・法人でも可 ・単独でも可
請求先	監査委員	監査委員
請求者への通知	義務	義務

5 住民訴訟

1. 意義

住民が住民監査請求をしたが、○ ①の監査の結果や②の勧告や③の議会・長の措置に、不服がある時

○ ②の監査委員が請求を受理したのに60日以内に監査を行わない時

○ ③の議会・長が必要な措置を行わない時

は、裁判所に対して、その行為の差し止め・取消し・損害賠償を求める事ができる。

これを、**住民訴訟**という。この住民訴訟は行政事件訴訟法の民衆訴訟にあたる。よって行政事件訴訟法にのっとって行われる。

住民訴訟を提起するには、先に住民監査請求をしないかん。

6 公の施設

1. 公の施設

(最判平成 18 年 7 月 14 日)

普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所又は家屋敷等を有し、当該普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用については、当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、公の施設の利用について不当な差別的取扱いの禁止を定めた地方自治法第 244 条 3 項に違反する。

第7章 普通地方公共団体に対する国・都道府県の関与

1 関与の意義

地方公共団体に対する国・都道府県の関与とは、地方公共団体の事務処理に関して、国や都道府県が行う次の行為をいう。

- ・ 助言・勧告
- ・ 資料の提供の要求
- ・ 是正の要求 地方公共団体の事務処理が法令に違反している、著しく適正を欠いている時に、その違反の是正、改善措置を要求するもので、要求を受けた地方公共団体はこれに応じた措置を講じなければならない義務を負う
- ・ 同意
- ・ 許可・認可・承認
- ・ 指示
- ・ 代執行 地方公共団体の事務が法令に違反している時、事務処理を怠っている時にその是正措置をその地方公共団体に代わって行う。
- ・ 普通地方公共団体との協議
- ・ その他の関与 一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関する行為（検査・監査・立ち入り調査）

けんちゃんの参考資料

【同意と許可は異なるのか？】

地方自治法第245条第1号に列挙される国の関与の方式を見ると、「是正の要求」に続いて「同意」、「許可、認可又は承認」、「指示」、「代執行」の順に列挙されていますが、これらは全て「処分その他公権力の行使」と位置づけられている。

しかし、これらは講学上の行政行為ではないので、取消訴訟ではなく、機関訴訟の対象となる。

とある文献によると、「同意」は対等者間の関係について使用する用語であり、「許可」のように上下関係を示すものではない。とある。

また、「承認」の場合に「協議」は不要であるが、「同意」の場合は「事前の協議」を前提とするとして、「同意」と「承認」の性質は異なると説明している。これは、「許可」についても同様に妥当するだろう。

2 関与の原則

1. 関与の法定主義

必要に応じて関与するなど、関与の主体が裁量権に基づいて関与はできない。

すなわち、法律・政令によらなければ関与できない。これを**関与法定主義**という。

2. 関与の基本原則

関与は必要最小限度のものとし、普通地方公共団体の自主性・自立性に配慮しないかん。

比例原則とは、達成されるべき目的とそのために取られる手段としての権利・利益の制約との間に均衡を要求する原則である。「雀を撃つのに大砲を使ってはならない」という言葉でしばしば説明される。

(1) 自治事務

自治事務に関する関与は

- 基本類型
 - ・ 助言・勧告
 - ・ 資料の提供の要求
 - ・ 普通地方公共団体との協議 ←調整が必要なときだけしかできない
 - ・ 是正の要求
- 例外的に一定の基準を設けて認められる関与は
 - ・ 代執行 (245 条の 3 ④にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 同意 (245 条の 3 ④にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 許可・認可・承認 (245 条の 3 ⑤にその一定の基準が定めてある)
 - ・ 指示 (245 条の 3 ④にその一定の基準が定めてある)

(2) 法定受託事務の関与

法定受託事務に関する関与は

- 基本類型
 - ・ 助言・勧告
 - ・ 資料の提供の要求
 - ・ 普通地方公共団体との協議 ←調整が必要なときだけしかできない
 - ・ 代執行
 - ・ 同意
 - ・ 許可・認可・承認
 - ・ 指示
 - ・ 是正の要求 ←第 2 号法定受託事務だけ

けんちゃんの過去問対策

245 条の 8 では、国の大臣による代執行等について定めているが、その大まかな流れは、**法定受託事務について、違反等がある場合**で一定の要件を満たすと、大臣は都道府県知事に勧告をすることができ (45 条の 8①、⑫)、その勧告に係る事項を行わないときは、指示することができ (245 条の 8②、⑫)、それでも当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる (245 条の 8③、⑫)。そして、判決が出ているのになお、判決内の期限までに行わないときにはじめて、大臣は当該都道府県知事に代わって当該事項を行うことができる (245 条の 8⑧、⑫)。

3. 法定受託事務の処理基準

- ・ 各大臣は、都道府県の法定受託事務の処理について都道府県がよるべき基準を定める事が出来る。
- ・ 都道府県の執行機関は、市町村の執行機関の法定受託事務について市町村の執行機関がよるべき基準を定める事が出来る。この場合、大臣は必要な指示が出来る

3 関与の手続き

国又は都道府県の普通地方公共団体に対する関与については、行政手続法は適用されない。
そのため、地方自治法には関与の手続きとして、行政手続法と類似した規定が置かれている。

けんちゃんのまとめ

【関与の手続】

助言等及び 資料の提出の要求等の方式	書面によらないで行った場合、書面の交付を求められた時は、書面交付義務を負う(247条①) ※助言については、その場で完了する行為、すでに書面で通知されているものと同一の場合には、上記の義務を負わない(247条②)
申請に対する許認可等	審査基準の設定・公表義務(250条の2②) 標準処理期間の設定・公表努力義務(250条の3①)
是正の要求等の方式	原則：書面 例外：差し迫った必要がある場合(249条①)
許認可等の取消	処分基準の設定・公表の努力義務 処分の内容・理由を記載した書面の交付義務(250条の4)